

第122期中間決算公告

2024年12月27日

愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社 伊予銀行
取締役頭取 三好 賢治

中間貸借対照表 (2024年 9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,010,252	預 金	6,486,474
コ ー ル ロ ー ン	8,421	譲 渡 性 預 金	525,898
買 入 金 銭 債 権	4,174	コ ー ル マ ネ ー	4,995
商 品 有 価 証 券	232	売 現 先 勘 定	106,089
金 銭 の 信 託	2,084	債券貸借取引受入担保金	109,954
有 価 証 券	2,015,157	借 用 金	704,950
貸 出 金	5,701,751	外 国 為 替	1,727
外 国 為 替	5,461	信 託 勘 定 借	1,528
そ の 他 資 産	134,824	そ の 他 負 債	104,878
そ の 他 の 資 産	134,824	未 払 法 人 税 等	12,860
有 形 固 定 資 産	77,696	リ ー ス 債 務	2,942
無 形 固 定 資 産	12,422	資 産 除 去 債 務	43
前 払 年 金 費 用	33,928	そ の 他 の 負 債	89,033
支 払 承 諾 見 返	37,318	賞 与 引 当 金	1,441
貸 倒 引 当 金	△ 31,699	退 職 給 付 引 当 金	11,023
		睡眠預金払戻損失引当金	355
		偶 発 損 失 引 当 金	1,184
		株 式 報 酬 引 当 金	447
		固定資産解体費用引当金	818
		繰 延 税 金 負 債	97,696
		再評価に係る繰延税金負債	9,346
		支 払 承 諾	37,318
		負 債 の 部 合 計	8,206,129
		(純資産の部)	
		資 本 金	20,948
		資 本 剰 余 金	10,480
		資 本 準 備 金	10,480
		利 益 剰 余 金	500,304
		利 益 準 備 金	20,948
		そ の 他 利 益 剰 余 金	479,355
		圧 縮 記 帳 積 立 金	1,990
		別 途 積 立 金	393,594
		繰 越 利 益 剰 余 金	83,771
		株 主 資 本 合 計	531,733
		その他有価証券評価差額金	250,811
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,618
		土 地 再 評 価 差 額 金	18,733
		評価・換算差額等合計	274,163
		純 資 産 の 部 合 計	805,896
資 産 の 部 合 計	9,012,026	負債及び純資産の部合計	9,012,026

中間損益計算書 (2024年4月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		110,931
資 金 運 用 収 益	74,480	
(うち貸出金利息)	(45,989)	
(うち有価証券利息配当金)	(26,450)	
信 託 報 酬	0	
役 務 取 引 等 収 益	6,764	
そ の 他 業 務 収 益	20,910	
そ の 他 経 常 収 益	8,777	
経 常 費 用		69,336
資 金 調 達 費 用	30,210	
(うち預金利息)	(6,861)	
役 務 取 引 等 費 用	3,421	
そ の 他 業 務 費 用	3,087	
営 業 経 費 用	31,730	
そ の 他 経 常 費 用	887	
経 常 利 益		41,595
特 別 利 益		1
特 別 損 失		232
税 引 前 中 間 純 利 益		41,363
法人税、住民税及び事業税	13,552	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,309	
法 人 税 等 合 計		12,243
中 間 純 利 益		29,119

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年 ～ 40年

その他 5年 ～ 10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,179百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への株式会社いよぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 170百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,071 百万円
危険債権額	71,547 百万円
要管理債権額	18,410 百万円
三月以上延滞債権額	2,275 百万円
貸出条件緩和債権額	16,134 百万円
小計額	93,029 百万円
正常債権額	5,939,161 百万円
合計額	6,032,191 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,963百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	661,094百万円
貸出金	637,682百万円

担保資産に対応する債務

預金	28,204百万円
売現先勘定	106,089百万円
債券貸借取引受入担保金	109,954百万円
借入金	696,329百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券391百万円及びその他の資産35,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金7,271百万円、金融商品等差入担保金33,092百万円、保証金4百万円及び敷金303百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,244,955百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,046,805百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 52,375 百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は49,257百万円であります。
9. 単体総自己資本比率(国際統一基準)は15.02%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益242百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額200百万円及び株式等償却83百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	20
関連法人等株式	150

3. その他有価証券(2024年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	405,684	80,309	325,374
	債券	175,250	170,074	5,176
	国債	108,938	104,924	4,014
	地方債	46,355	45,377	978
	短期社債	—	—	—
	社債	19,956	19,772	184
	その他	604,416	560,317	44,098
	小計	1,185,351	810,701	374,650
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,918	4,432	△513
	債券	374,046	381,613	△7,567
	国債	69,903	70,002	△99
	地方債	248,293	255,356	△7,063
	短期社債	—	—	—
	社債	55,850	56,254	△404
	その他	429,549	438,355	△8,805
	小計	807,515	824,401	△16,886
合計		1,992,866	1,635,103	357,763

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	11,274
組合出資金等	11,552

市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は79百万円(うち、株式79百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,084	1,258	826	858	32

(注)「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	11,591 百万円
繰延資産	2,765
土地減損損失	724
減価償却費	512
賞与引当金	439
その他	2,782

繰延税金資産小計 18,816

評価性引当額 △1,039

繰延税金資産合計 17,777

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△107,906
前払年金費用	△4,666
繰延ヘッジ損益	△2,026
圧縮記帳積立金	△873

繰延税金負債合計 △115,473

繰延税金負債の純額 △97,696 百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 2,571円39銭
- 1株当たりの中間純利益金額 92円91銭

信 託 財 産 残 高 表
(2024年 9月30日現在)

(単位 :百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,528	金 銭 信 託	2,028
現 金 預 け 金	500		
合 計	2,028	合 計	2,028

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位 :百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,528	元 本	1,528
合 計	1,528	合 計	1,528

中間連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,010,252	預 金	6,486,193
コールローン及び買入手形	8,421	譲 渡 性 預 金	525,898
買 入 金 銭 債 権	4,174	コールマネー及び売渡手形	4,995
商 品 有 価 証 券	232	売 現 先 勘 定	106,089
金 銭 の 信 託	2,084	債券貸借取引受入担保金	109,954
有 価 証 券	2,015,137	借 用 金	704,950
貸 出 金	5,701,751	外 国 為 替	1,727
外 国 為 替	5,461	信 託 勘 定 借	1,528
そ の 他 資 産	134,827	そ の 他 負 債	104,949
有 形 固 定 資 産	77,702	賞 与 引 当 金	1,475
無 形 固 定 資 産	12,422	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,271
退 職 給 付 に 係 る 資 産	51,489	睡眠預金払戻損失引当金	355
繰 延 税 金 資 産	15	偶 発 損 失 引 当 金	1,184
支 払 承 諾 見 返	37,318	株 式 報 酬 引 当 金	447
貸 倒 引 当 金	△ 31,699	固定資産解体費用引当金	818
		繰 延 税 金 負 債	103,892
		再評価に係る繰延税金負債	9,346
		支 払 承 諾	37,318
		負 債 の 部 合 計	8,209,397
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	20,948
		資 本 剰 余 金	21,216
		利 益 剰 余 金	489,745
		株 主 資 本 合 計	531,910
		その他有価証券評価差額金	250,811
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,618
		土 地 再 評 価 差 額 金	18,733
		退職給付に係る調整累計額	14,120
		その他の包括利益累計額合計	288,283
		純 資 産 の 部 合 計	820,193
資 産 の 部 合 計	9,029,591	負債及び純資産の部合計	9,029,591

中間連結損益計算書

2023年4月1日から

2023年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	110,930
資 金 運 用 収 益	74,480
(うち貸出金利息)	(45,989)
(うち有価証券利息配当金)	(26,450)
信 託 報 酬	0
役 務 取 引 等 収 益	6,762
そ の 他 業 務 収 益	20,912
そ の 他 経 常 収 益	8,774
経 常 費 用	69,321
資 金 調 達 費 用	30,210
(うち預金利息)	(6,861)
役 務 取 引 等 費 用	3,421
そ の 他 業 務 費 用	3,088
営 業 経 費	31,713
そ の 他 経 常 費 用	887
経 常 利 益	41,608
特 別 利 益	1
特 別 損 失	232
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	41,377
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,558
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,309
法 人 税 等 合 計	12,249
中 間 純 利 益	29,128
親会社株主に帰属する中間純利益	29,128

中間連結財務諸表の作成方針

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2 社
会社名
いよぎんビジネスサービス株式会社株式会社
いよぎんC h a l l e n g e & S m i l e

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
(2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
(4) 持分法非適用の関連法人等 3 社

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9 月末日 2 社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年 ～ 40年

その他 5年 ～ 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,179百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への株式会社いよぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額を計上しております。

10. 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 150百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,071 百万円
危険債権額	71,547 百万円
要管理債権額	18,410 百万円
三月以上延滞債権額	2,275 百万円
貸出条件緩和債権額	16,134 百万円
小計額	93,029 百万円
正常債権額	5,939,161 百万円
合計額	6,032,191 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,963百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	661,094 百万円
貸出金	637,682 百万円

担保資産に対応する債務

預金	28,204 百万円
売現先勘定	106,089 百万円
債券貸借取引受入担保金	109,954 百万円
借入金	696,329 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券391百万円及びその他資産35,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金7,271百万円、金融商品等差入担保金33,092百万円、保証金4百万円及び敷金303百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,244,955百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,046,805百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の

見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 52,384 百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は49,257百万円であります。
9. 連結総自己資本比率(国際統一基準)は15.07%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益242百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額200百万円及び株式等償却83百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	4,174	4,174	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	232	232	—
(3) 金銭の信託	2,084	2,084	—
(4) 有価証券(*1)			
其他有価証券	1,992,160	1,992,160	—
(5) 貸出金	5,701,751	5,593,065	
貸倒引当金(*2)	△31,452		
	5,670,298	5,593,065	△77,233
資産計	7,668,950	7,591,717	△77,233
(1) 預金	6,486,193	6,482,299	△3,893
(2) 譲渡性預金	525,898	525,898	—
(3) 借入金	704,950	697,617	△7,332
負債計	7,717,041	7,705,815	△11,226
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,621	4,621	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(14,479)	(14,479)	—
デリバティブ取引計	(9,858)	(9,858)	—

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*4) 重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)(*2)	11,324
組合出資金等(*3)	11,652

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品 (2024年9月30日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	—	—	706	706
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	232	—	—	232
金銭の信託	—	—	2,084	2,084
有価証券(*)				
その他有価証券				
国債	99,010	79,830	—	178,841
地方債	—	294,649	—	294,649
社債	—	25,953	49,853	75,807
株式	409,320	282	—	409,603
その他	613,812	418,347	982	1,033,142
資産計	1,122,375	819,063	53,627	1,995,066
デリバティブ取引				
金利関連	—	8,856	—	8,856
通貨関連	—	△18,715	—	△18,715
デリバティブ取引計	—	△9,858	—	△9,858

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は117百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (2024 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
買入金銭債権	—	—	3,468	3,468
金銭の信託	—	—	—	—
貸出金	—	—	5,593,065	5,593,065
資産計	—	—	5,596,533	5,596,533
預金	—	6,482,299	—	6,482,299
譲渡性預金	—	525,898	—	525,898
借用金	—	697,617	—	697,617
負債計	—	7,705,815	—	7,705,815

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。信託受益権以外の買入金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券は国債であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているため、レベル1の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物については、取引金融機関等から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債のうち自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利による貸出金については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利による貸出金については、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引積額を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借入金については、当該借入金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した割引率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法やオプション価格評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2024年9月30日)

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.1%－16.5%	0.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価から の振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結貸借 対照表日 において保有 する金融資 産及び金融 負債の評価 損益
		損益に計上	その他の 包括利益 に計上					
買入金銭債権	901	—	0	△195	—	—	706	—
金銭の信託	1,885	△117	83	232	—	—	2,084	△117
有価証券								
その他有価証券								
社債	52,466	7	21	△2,642	—	—	49,853	—
その他	980	—	1	—	—	—	982	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部にて時価の算定に関する方針及び手続並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や当行が算定した推計値との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち自行保証付私募債の時価の算定で用いている割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	405,684	80,309	325,374
	債券	175,250	170,074	5,176
	国債	108,938	104,924	4,014
	地方債	46,355	45,377	978
	短期社債	—	—	—
	社債	19,956	19,772	184
	その他	604,416	560,317	44,098
	小計	1,185,351	810,701	374,650
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,918	4,432	△513
	債券	374,046	381,613	△7,567
	国債	69,903	70,002	△99
	地方債	248,293	255,356	△7,063
	短期社債	—	—	—
	社債	55,850	56,254	△404
	その他	429,549	438,355	△8,805
	小計	807,515	824,401	△16,886
合計		1,992,866	1,635,103	357,763

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は79百万円(うち、株式79百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,084	1,258	826	858	32

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	2024年 9 月 30 日
役務取引等収益	
預金・貸出業務	1,725
為替業務	1,486
証券関連業務	526
その他業務	2,277
顧客との契約から生じる経常収益	6,015
上記以外の経常収益	104,914
外部顧客に対する経常収益	110,930

(1株当たり情報)

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 2,617円00銭 |
| 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 | 92円94銭 |